

# 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ディレクトフォース（英文名称：DIRECTFORCE）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2. 当法人は、代議員総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、企業等での優れた経験と知見を有する人材を会員として組織し、会員の下記理念を実現するため、会員相互の情報交換と研鑽を図るとともに、その才能の活用を図る新たな機会を創出することを目的とする。

(1) 社会貢献を通じ、価値ある生き方を求める

(2) 自己研鑽に励み、充実した生活を求める

(3) 交友の輪を広げ、人生を楽しむ

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を推進する。

(1)会員の量的な拡大と質的な充実を図り、会員の満足度を高める事業

ア 会員層の拡大と充実に資する後方支援体制の整備

イ 会員のための研究会、勉強会・講演会、親睦会等の開催

ウ 会員が主体となって取り組む活動への支援、助成

エ 会員のための交流と出会いの場所の提供

オ 就業に必要な情報の提供

カ その他会員の満足度を高める事業

(2)会員のキャリア、経験、知見を活用する事業

ア 社会貢献型支援活動

イ 書籍出版、ビデオの製作・販売等の事業

ウ 調査研究事業

エ 人材活用に関する情報提供

オ 人材活用に関するコンサルティング事業

カ 企業支援事業

キ その他会員のキャリア、経験、知見を活用する事業

(3)当法人の存在を高めるための事業（政策提言、その他）

(4)有料及び無料の職業紹介事業

(5)以上の各号に関連する一切の事業

（公告の方法）

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故等のやむを得ない事情により、前項の電子公告ができない場合には官報に掲載する。

## 第2章 会員

（会員）

第6条 当法人は、企業等での優れた経験と知見を有し、当法人の目的に賛同して入会した会員で構成する。

2. 当法人の設立や発展に貢献のあったものを、理事会の決議により、名誉会員とすることができる。名誉会員は、会員と同等の資格と権利を有する。

（会員の資格）

第7条 当法人の会員になろうとする者は、会員の紹介を得て、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 当法人の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「一般社団・財団法人法」という。）にて定める次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1)一般社団・財団法人法第14条第2項に定める定款閲覧等の権利

(2)一般社団・財団法人法第32条第2項に定める会員名簿の閲覧等の権利

(3)一般社団・財団法人法第57条第4項に定める代議員総会の議事録閲覧等の権利

(4)一般社団・財団法人法第129条第3項に定める計算書類等閲覧の権利

（会員の義務）

第8条 名誉会員を除く会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める入会金及び年会費を支払う義務を負う。

（休会）

第9条 会員は次の場合は休会とし、当法人の事業に参加しない。

(1)会員が転勤、長期の病気療養その他やむを得ない理由があり、理事会の定めるところにより願い出て、代表理事の承認を得たとき。

(2)会員が公職選挙法第3条に規定する公職に就任したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき
- (2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 除名した会員の氏名、除名理由等は、会員総会に報告するものとする。

但し、特別な事情がある場合はその限りではない。

(会員資格の喪失)

第12条 前条の2の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員は、その資格を喪失する。

- (1)第8条の支払義務を履行せず、督促後なお6か月以上に亘り履行しなかったとき
- (2)当該会員が死亡したとき

(賛助会員)

第13条 当法人の目的に賛同する法人または団体は、賛助会員として当法人に入会することが出来る。賛助会員の資格、義務、特典などは別途定める。

### 第3章 会員総会

(構成)

第14条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

(報告)

第15条 理事は、会員総会において、代議員総会における次の事項について報告を行うこととする。

- (1)事業の報告及び計算書類の承認
- (2)会費の改定等会員の利害に直接関係する事項
- (3)定款の変更等第25条第2項に定める事項
- (4)代議員名簿の報告
- (5)その他会員総会で報告されるものとしてこの定款で定められた事項

2. 会員は、会員総会において質問をし、意見を述べることができる。

(開催)

第16条 会員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3カ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 会員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第18条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

## 第4章 代議員

(代議員)

第19条 当法人は、会員の中から15名以上30名以内の代議員を選出するものとし、当該代議員をもって一般社団・財団法人に関する法に定める社員とする。

(代議員の選出)

第20条 代議員は、会員の中から代議員総会において年に一度選出する。

理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

2. 第1項の代議員の任期は選出後2年以内に終了する事業年度に関する最終の定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3. 代議員の選出に必要な細則は、理事会が別に定める。

(代議員名簿)

第21条 当法人は、代議員の氏名及び住所を記載した名簿を作成する。

## 第5章 代議員総会

(代議員総会)

第22条 当法人の代議員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年決算確定後すみやかに開催する。臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

2. 前項の代議員総会をもって、一般社団法・財団法人法に定める社員総会とする

3. 代議員総会は、第 19 条に定める代議員をもって構成する。
4. 代議員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 23 条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任及び報酬
- (2) 決算の承認
- (3) 各事業年度の予算及び事業計画の承認
- (4) 第 8 条に定める入会金、年会費の額
- (5) 会員の除名
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において代議員総会に付議するものと議決された事項
- (9) その他一般社団・財団法人法に定める社員総会で決議するものとして一般社団・財団法人法又はこの定款で定められた事項

(召集)

第 24 条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集するものとする。

2. 代表理事は、代議員総会の日を 2 週間前までに、代議員に対してその通知を発しなければならない。

(決議)

第 25 条 代議員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総代議員の過半数が出席し、出席代議員の議決権の過半数をもって、これを決する。

可否同数の場合は議長が裁決する。この場合議長は前段の議決に加わることはできない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の議決は総代議員の 3 分の 2 以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他一般社団・財団法人法で定められた事項

3. 代議員は書面をもって代議員総会における議決権の行使を他の出席代議員に委任することができる。その場合、当該代議員は出席したものとみなす。

(議長)

第 26 条 代議員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事又は互選による代議員がこれに代わる。

(議事録)

第 27 条 代議員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長のほか議事録署名人を 2 名指定し、議事録に記名押印する

## 第 6 章 役員

(役員 の 設置)

第 28 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以内

(3) 理事及び監事は、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない

2. 理事のうち 1 名を代表理事、1 名ないし 2 名を副代表理事、1 名を事務局長とする。

なお、代表理事は、代議員である理事から選任する。

3. 第 2 項の理事その他理事会で選定された理事を業務執行理事とする。

(理事 の 職務 及び 権限)

第 29 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務全般を執行する。副代表理事は、理事会で別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行するとともに、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

3. 業務執行理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第 30 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び事務局員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員 の 任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時代議員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2.監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3.補欠又は増員として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員報酬)

第32条 理事及び監事に対して、各年度の総額が300万円を越えない範囲で、理事会で定める支給の基準に従って算出した額を報酬として支給することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第33条 当法人に理事会を置く。

2.理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は次の職務を行う。

(1)当法人の職務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事、副代表理事、事務局長及び業務執行理事の選定及び解職。この場合において、理事会は、代議員総会にこれを付議し、その決議の結果を参考とすることができる。

(4)会員の入会の承認

(5)当法人の活動に資する部会・委員会の設置及び構成

(6)代議員候補者の選定

(7)その他一般社団・財団法人法及びこの定款に定める職務

(招集)

第35条 理事会は代表理事が招集し議長となる。但し、代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会が定める順序により、他の理事がこれに当たる。

2.法令に従って、代表理事以外の理事は、会議の目的である事項を示して代表理事に理事会の開催を求めることができる。

3.代表理事は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の裁決するところによる。

2.前項後段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として加わることはできない。

(書面決議)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2.出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 当法人の資産は、次に掲げる事項をもって構成する。

- (1) 基金
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄付金等
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 資産は、理事会の定める財産管理の方法により、代表理事が管理する。

(経費の支弁)

第 41 条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 42 条 当法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 当法人の事業計画及び収支予算は代表理事が作成し、理事会の承認を得た後、代議

員総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び計算書類は、事業年度終了後、代表理事がこれを作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、事業報告については代議員総会への報告を、計算書類については代議員総会の承認を得るものとする。

## 第9章 基金

(基金の募集)

第45条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第46条 基金は、一般社団・財団法人法に定めるところにしたがってのみ、返還することができる。

(基金の返還の手続き)

第47条 基金の拠出者に対する基金の返還については、定時代議員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、代議員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)代議員総会の決議

但し、決議に先立ち会員総会に報告をし、意見聴取をする。

(2)会員が一人になったとき

(3)解散を命ずる判決

(4)その他一般社団・財団法人法で定められた事由

(残余財産の処分)

第50条 当法人が清算をした場合は、基金返還後の残余財産の帰属を、代議員総会の決議に

より定める。

## 第11章 事務局

(事務局)

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2.事務局の長は、事務局長とする。

3.事務局に必要な職員を置き、代表理事が任免する。

4.事務局の組織及び職員に関する必要な事項は、理事会が定める。

5.理事会の決議により、事務局業務の一部を外部に委託することができる。

## 第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会が定める。

### 附則

1. 平成30年2月15日改正 平成30年2月15日施行

2. 本改正後最初に選出される代議員は、第20条にかかわらず、この定款の改正を決議する代議員総会において選出する。

3. 平成31年3月25日改正 平成31年3月25日施行

4. 令和3年7月1日改正 令和3年8月16日施行